



YELL・Spirits エール・スピリッツ

2015年11月号

Contents



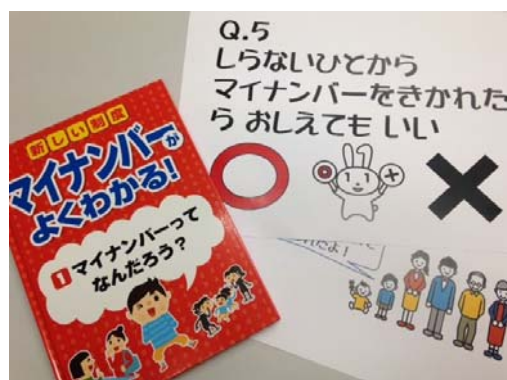
発行：社会保険労務士法人エール
〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町 1018 エールビル1F
TEL 045-549-1071 FAX 045-549-1072
Email：info@sr-yell.com



- 代表鎌倉より
- 小学生向けハロウィン＆「マイナンバーってなあに？」開催
- 企業のマイナンバーへの準備
- 労働者派遣法の改正
- ストレスチェックセミナー・建設業マイナンバーセミナーのお知らせ
- 今月のエール

鎌倉です。新しい期のスタートにあたりチーム制に体制を見直しました。

エールでは、毎月月1回日曜日に1日かけて全体ミーティングをしています。繁忙なときほど、我々のありたい方向や存在意義をしっかりと考えなければと思っています。目の前のことに追われて視点が低くなってしまったなら、ありたい姿が遠くなってしまふから。今月・来月のミーティングでは、お客様に選ばれる、真にお役にたてる事務所となるには？のテーマでメンバーから様々な意見ややりたいこと、やるべきことをだしてもらい、これに優先順位をつけて今期中長期にやることを確認します。エールは各々が違う能力を持ち、違う役割を担うメンバーが、同じゴールを目指して共に戦える「チーム経営」を確立し、「地域一番事務所」を目指します。人口減少・経済収縮が進む日本では、全ての業界が上位企業に集約されるといわれますが、全国展開しないのであれば「地域一番事務所」とならなければ生き残れない時代がやってきます。お客様の流動化はますます進み、流動化したお客様は全国規模の大型事務所か、付加価値を追求する地域一番事務所のどちらかに集中します。マイナンバーが浸透した社会では土業の在り方は大きく変わっていきます。零細な土業事務所は顧客が減少し急速に縮小・廃業へと向かい、一方、大手事務所には顧客が集中していくでしょう。人材採用においても、零細な事務所では採用できない事態となるでしょう。これらは中小企業全体に関わる経営課題でもあります。人の問題はますます多様に、複雑になっていくと思われます。お客様の期待に応えるために何を革新しなければならないか、全員で考えていかなければなりません。TEAMエールは全員で変革とチャレンジに取り組み、中小企業を人事・労務の側面からしっかり経営を守っていきたいと考えております。今期も新しい取り組みを進めて参ります。どうぞご期待ください。



秋山が講師を務めました - 税金や社会保障制度についても勉強 - フレーベル館からはマイナンバー絵本もできています

★10月30日、エールで地域の小学生向けにハロウィン＆「マイナンバーってなあに？」のイベントを行いました★
子供たちが意外にマイナンバーのことを知っていることに驚きました。ニュースなどから耳にしているのですね。
マイナンバーを正しく勉強して正解するとお菓子がもらえる！というマイナンバークイズは70人全員が大正解！
未来を担う子供たち、頼もしい限りです。ご家庭用にリーフレットを配布。エールメンバーも楽しみました！

企業のマイナンバーへの準備 Vol.10



年末調整の時期が近づいてきました。平成 28 年分の扶養控除等申告書には、個人番号記載欄が追加され、その取扱いに悩まれている企業様も多いことと思います。マイナンバー制度開始直前から国税庁HPのFAQに次々と新着の情報が追加されていますので、今月号では源泉所得税関係に関するものをご紹介します。

Q1-5 平成 27 年中に扶養控除等申告書の提出を受ける場合、個人番号欄のない様式を使用してもよいですか？

平成 27 年中に扶養控除等申告書の提出を受ける場合は、個人番号欄のない様式を用いても差し支えありません。ただし、個人番号欄のない様式を用いて、平成 28 年 1 月以後に提出を受ける場合は、余白等に個人番号を記載した上で提出を受ける必要があります。

Q1-9 扶養控除等申告書の個人番号欄に「給与支払者に提供済みの個人番号と相違ない」旨の記載をすることで、個人番号の記載に代えることはできますか？

平成 28 年 1 月以後に提出する扶養控除等申告書には、従業員本人、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等の個人番号を記載する必要がありますので、その記載内容が前年以前と異動がない場合であっても、原則、その記載を省略することはできません。

しかしながら、給与支払者と従業員との間での合意に基づき、従業員が扶養控除等申告書の余白に「個人番号については給与支払者に提供済みの個人番号と相違ない」旨を記載した上で、給与支払者において、既に提供を受けている従業員等の個人番号を確認し、確認した旨を扶養控除等申告書に表示するのであれば、扶養控除等申告書の提出時に従業員等の個人番号の記載をしなくても差し支えありません。なお、給与支払者において保有している個人番号と個人番号の記載が省略された者に係る個人番号については、適切かつ容易に紐付けられるよう管理しておく必要があります。

(注)

- 1 この取扱いは、原則として税務署に提出されることなく給与支払者が保管することとされている扶養控除等申告書について、給与支払者の個人番号に係る安全管理措置への対応の負担軽減を図るために、個人番号の記載方法として認めるものであることから、個人番号以外の扶養控除等申告書に記載すべき項目については、前年と変更ない場合であっても、記載を省略することなく扶養控除等申告書に記載する必要があります。
- 2 「給与支払者に提供済みの個人番号と相違ない」旨が記載された申告書について、税務署長から提出を求められた場合には、給与支払者は扶養控除等申告書に従業員等の個人番号を付記して提出する必要があります。
- 3 この方法をとった場合には以下の点に留意が必要です。
 - (1) 給与支払者において保有している従業員等の個人番号(従業員等の個人番号に異動があった場合は異動前の個人番号を含む。)については、扶養控除等申告書の保存期間(7年間)は、廃棄又は削除することはありません。
 - (2) 保有する個人番号については、個人番号関係事務に必要ななくなったとき及び個人番号を記載すべきであった扶養控除等申告書の保存年限を経過したときには、速やかに廃棄又は削除しなければなりません(廃棄が必要となってから廃棄作業を行うまでの期間については、毎年度末に廃棄を行う等、個人番号及び特定個人情報の保有に係る安全性及び事務の効率性等を勘案し、事業者において判断してください。)
 - (3) 給与所得の源泉徴収票(税務署提出用)には適切に個人番号を記載する必要があります。

Q1-10 扶養控除等申告書には 16 歳未満の扶養親族の個人番号も記載しなければならないのですか？

16 歳未満の扶養親族(障害者である扶養親族を除きます。以下 Q1-10において同じです。)の個人番号は、所得税法上、扶養控除等申告書に記載する必要はありませんが、この申告書は、地方税法上の「給与所得者の扶養親族申告書」を兼ねているため、地方税法上の記載項目とされている 16 歳未満の扶養親族の個人番号については記載する必要があります。なお、16 歳未満の扶養親族が障害者であり、障害者控除の適用を受けるのであれば、所得税法上も、その扶養親族の個人番号を記載する必要があります。

Q1-11 従業員本人が海外勤務(単身赴任)をしていますが、扶養控除等申告書に個人番号の記載が必要ですか？

勤務形態や出国時期などにより、一般的には次のとおりになると考えられます。

1 短期(1 年未満)の海外勤務などにより従業員本人が所得税法上の居住者に該当する場合

(1) 海外勤務後も国内で勤務していた会社から給与の支払を受ける場合

イ 従業員本人が平成 27 年 10 月 5 日前に国外へ転出した場合

従業員本人は帰国するまで個人番号の指定を受けませんので、従業員本人については個人番号の記載のない扶養控除等申告書が提出されることとなりますが、例えば、扶養親族は国内に居住して個人番号の指定を受けているのであれば、平成 28 年 1 月以後に提出する扶養控除等申告書については、扶養親族等の個人番号は記載する必要があります。

ロ 従業員本人が平成 27 年 10 月 5 日以後に国外へ転出した場合

平成 28 年 1 月以後に提出する扶養控除等申告書については、従業員及び扶養親族等の個人番号を記載した扶養控除等申告書を提出する必要があります。

(2) 海外勤務後は海外勤務先から給与の支払を受ける場合

海外勤務前は、上記(1)と同じ取扱いになりますが、海外勤務後は、国内で勤務していた会社は給与支払者ではないため扶養控除等申告書は提出されないものと考えられ、また、海外勤務先は源泉徴収義務者に該当しませんので、同じく、扶養控除等申告書は提出されないものと考えられます。

2 長期(1 年以上)の海外勤務などにより、従業員本人が所得税法上の非居住者に該当する場合

海外勤務後に従業員が非居住者に該当することになれば、給与支払者が国内か国外かに関わらず、給与支払先に扶養控除等申告書は提出されないものと考えられます。

Q1-14 扶養控除等申告書に記載した扶養親族が年の途中で扶養親族に該当しなくなった場合(結婚、就職等)は、当初提出を受けた申告書を二重線などで補正させてもよいですか。また、補正する際には、個人番号を復元できない程度にマスキングする必要がありますか？

扶養控除等申告書に記載した事項について異動が生じた場合には、異動が生じた後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、その異動の内容、従業員の住所・氏名・個人番号、給与支払者の所在地・名称等を記載した申告書を給与の支払者に提出する必要がありますが、この申告書は、当初提出を受けた申告書を補正する形で提出しても差し支えないこととしています。

したがって、ご質問のように扶養親族に該当しなくなった親族の情報については、二重線等で補正しても問題ありません。また、当初提出する申告書と異動の際に提出する申告書は別の申告書となりますので、一枚の申告書を補正したとしても、当初の申告書の保存義務がなくなるわけではありません。したがって、当初の申告書の記載事項である扶養親族の個人番号は、当初の記載事項が確認できる程度に補正を行う必要があります。

Q1-21 扶養控除等申告書に従業員等の個人番号を記載させなかった場合、罰則はありますか？

扶養控除等申告書に個人番号を記載しなかった場合に罰則はありませんが、申告書への個人番号の記載は法令で定められた義務であることから、その記載を求めるようにしてください。

マイナンバー通知カードの郵送がスタート！！

マイナンバー通知カードの郵送がスタートしました。遅くとも11月下旬までには各世帯に配達される予定となっていますので、受け取り、保管をしっかりと行えるよう社内で周知しましょう。

◆ 通知カードの郵送

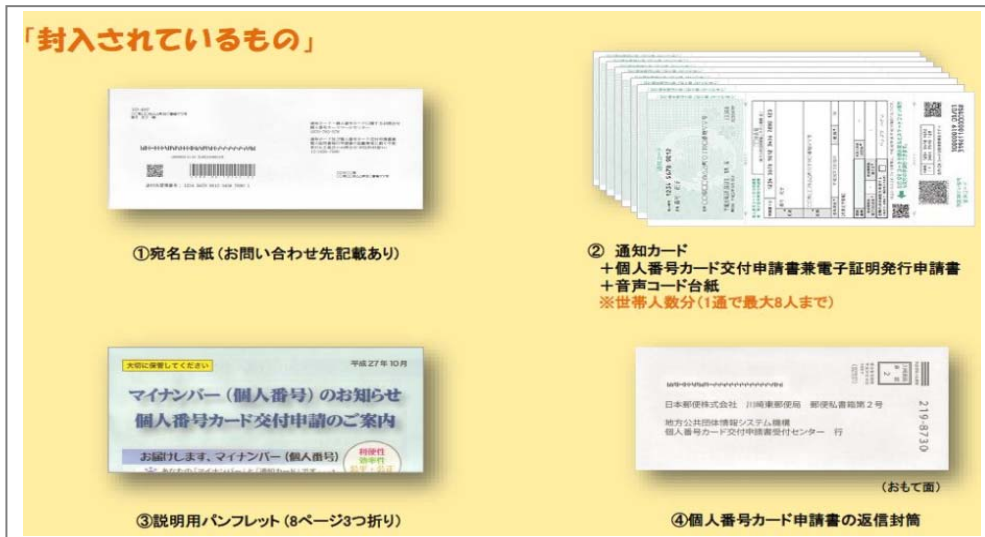
- ・「転送不要」の簡易書留で世帯ごとに郵送されます。
- ・封筒の表面には、「通知カード個人番号カード交付申請書 在中」と記載されています。



おもて面

◆ 送付物一式

- ① 宛名台紙
- ② 通知カード、個人番号カード交付申請書※世帯人数分
- ③ 説明用パンフレット
- ④ 個人番号カード申請書の返信封筒



マイナンバー

◆ 通知カードの再配達

通知カードは「簡易書留」で発送されるため、受け取りが必要です。不在の場合、マイナンバー専用の「不在連絡票」（ピンク色の不在票）が投函されます。次のいずれかの方法で受け取れるようにして下さい。

- ① 自宅への再配達
- ② ご近所への配達
- ③ 勤務先への配達
- ④ 勤務先または自宅近くの郵便局での受け取り
- ⑤ 配達郵便局での受け取り

配達時に不在の場合、郵便局で7日間は保管されています。7日以上受け取れなかった場合は、市区町村で3ヶ月間保管されることになっています。この場合は市区町村に確認のうえ、窓口で受け取るようになります。

(表面)

(裏面)

労働者派遣法の改正について Vol.2

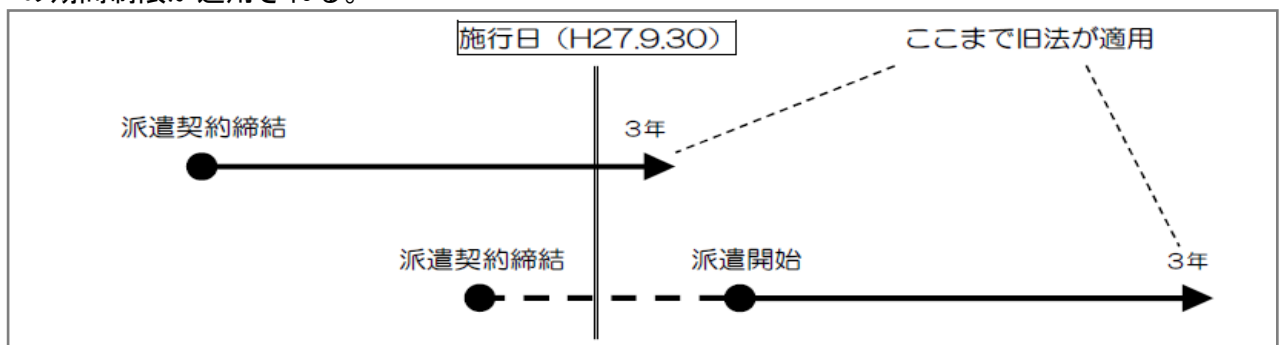
今月は実務上での影響が大きい期間制限の見直しについてご案内します。

【 期間制限の変更点 】

	改正前	改正後
派遣期間の 制限なし	① 政令「26業務」	廃止(⑦に統合)
	② 3年以内の有期プロジェクト業務	② 終期が明確な有期プロジェクト業務は派遣期間制限なし
	③ 産前産後休業、育児休業・介護休業等 を取得する労働者の業務	変更なし
	④ 日数限定業務	変更なし
		⑤ 60歳以上の派遣労働者 NEW!
		⑥ 派遣元事業主に無期雇用されている派遣労働者 NEW!
派遣期間の 制限あり	⑦ 物の製造、軽作業、一般事務等の「自由化業務」は原則1年 ※過半数労働組合等の意見を聴いた上で3年間まで延長可能	⑦ ①の「26業務」と⑤の「自由化業務」の分類がなくなり、上記②③④以外のすべての業務が制限あり

★POINT★

- ✓ 「26業務」と「自由化業務」の分類がなくなり、すべての業務に派遣期間の制限が適用。
 - ・ 「26業務」 : 期間制限なし ⇒ 期間制限ありへ
 - ・ 「自由化業務」 : 原則1年(最長3年)の期間制限あり ⇒ 期間制限が変更
- ✓ 改正後は、「派遣先事業所単位」と「派遣労働者個人単位」の2種類の制限がある。
- ✓ 改正後の期間制限がないのは、特定の派遣労働者と、特定の業務に限られる。
 - ⇒ 特定の派遣労働者とは・・・
 - ① 派遣元に期間の定めなく雇用(無期雇用)されている派遣労働者
 - ② 60歳以上の派遣労働者
 - ⇒ 特定の業務とは・・・
 - ① 一定の期間内に完了が予定されている業務(有期プロジェクト業務)
 - ② 日数限定業務
 - ③ 産前・産後休業、育児休業、介護休業の代替業務
- ✓ 改正法施行日(平成27年9月30日)時点ですでに締結されている派遣契約については、その労働者派遣契約にもとづく労働者派遣がいつ開始されるかにかかわらず、改正前の法律の期間制限が適用される。



追加開催決定！！ <労働安全衛生法改正対策セミナー> ※参加費無料※

「ストレスチェック義務化に伴う企業の課題と対策」（主催：神奈川保険グループ様）

A：11月19日（木） 13：30～

B：12月 3日（木） 13：30～

あいおいニッセイ同和損害保険 横浜ビル8階会議室

横浜市中区本町5-48（みなとみらい線馬車道駅出口5番 1分）

弊社社会保険労務士滝瀬仁志が登壇します。お申込みは弊社担当者まで。



<建設業未加入問題&建設業のためのマイナンバーセミナー>

弊社社会保険労務士加藤大輔が講師を務めております。

10月22日 建設業団体様（横浜）

10月28日 N社安全協会様（都内）

11月12日 神奈川県建設業協会様（横浜）

11月22日 建設業団体様（都内）

12月1日 建設業団体様（横浜）

12月9日・15日 A社様（大阪・名古屋）



エールが監修しています



～ 顧問先からのマイナンバー連絡に！～

10月1日リリース！！

電子会議室に

「マイナンバー連絡」機能が登場！

◆セキュリティを考慮したシステム設計

◆履歴機能で顧問先企業様も安心

◆マイナンバー誤入力をチェックする機能付き



↑ 弊社滝瀬が東京ビルメンテナンス協会様月刊誌の特集記事を執筆。

今月のエール

「中小建設企業のためのマイナンバー対応マニュアル」発刊にあたり、国土交通省に情報交換に伺いました。



エールで小学生向けにハロウィン&「マイナンバーってなあに」イベント開催！

